

2020年5月15日

商品類型 No.112「文具・事務用品 Version2.3」の 部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

エコマークでは、海洋プラスチックごみ問題、廃プラスチック問題に対応するものとして、2020年2月3日に「エコマーク プラスチックの資源循環に関する基本方針について」を公表した。その中では、重点施策として、リデュース・リユースの推進、再生プラスチックの利用拡大、植物由来プラスチックの利用拡大を定め、今後優先的に基準化に取り組んでいくこととしている。2019年度の新規商品類型提案において、リデュース・リユースの推進、プラスチックごみの削減に資する内容を受け、追加の改定を行う。

2. 改定箇所

以下のとおり、品目を変更する。(追加：下線部、削除：見え消し)

4. 認定の基準と証明方法

4-1. 環境に関する基準と証明方法

4-1-1 省資源と資源循環

- (1) 主要材料が、別表 1 に定める再生材料の基準配合率を満たすこと。再生材料とは、古紙パルプ、再・未利用木材、再生プラスチックおよびその他再生材料(廃棄された卵の殻・貝殻・石膏ボードおよび製品として使用された後に廃棄された製品)をいう。なお、テープ印字機等用カセット/テープは本項目(1)に代えて基準項目(2)を、万年筆は本項目(1)に代えて基準項目(3)を満たすことでもよい。
- (2) テープ印字機等用カセットについて、基準項目(1)に該当しない場合は、以下 a) ~ d) の全ての要件を満たすこと。テープ印字機等用テープについて、基準項目(1)に該当しない場合は、以下 e)の要件を満たすこと。
 - a) テープ印字機等に使用される印字のためのカセットであって、使用済「テープ印字機等用カセット」にテープ部分(リボンも含む)を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できるものであることが、包装または同梱される印刷物または取扱説明書のいずれかに表記されていること。
 - b) 通常の使用条件により、5回以上の繰り返し使用が可能であること。
 - c) 工場で作再充填される製品は、使用済「テープ印字機等用カセット」の回収システ

ムがあること。

d) 工場で再充填される製品は、回収した「テープ印字機等用カセット」部品の再資源化率が製品全体質量(インクを除く)の95%以上であること(再資源化率とは、使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入された製品質量または回収したカートリッジ等質量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元またはコークス炉化学原料化された部品質量の割合をいう。)。回収した「テープ印字機等用カセット」部品の再使用又は再生利用できない部分は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。

e) テープ印字機等用テープにあっては、テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用することができること。

別表1 文具・事務用品対象表

*1 ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、再生材料の基準配合率はポストコンシューマ材料60%以上とする。

品目名	金属、下記で指定されている消耗部分および粘着部分は製品質量から除く。また、認定基準4-1-1(5)を満たす交換部品は製品質量から除く。			備考 左記以外に再生材料配合率計算の分母や製品質量から除く部品などを指定
	主要材料中の再生材料の基準配合率*1	消耗部分	粘着部分	
テープ印字機等用カセット / <u>テープ</u>	50%	インク(テープ)	<u>粘着剤</u>	<u>*認定基準4-1-1(2)を満たす場合は、再生材料の基準配合率は適用外</u>

3. 改定日： 2020年5月20日

以上